

委託契約書(案)

- 1 委託業務の名称 立木伐採業務委託
- 2 委託業務場所 福島県立喜多方桐桜高等学校
喜多方市豊川町米室字高吉地内
- 3 履行期間 令和 年 月 日から
令和 7年 3月 28日まで
- 4 業務委託料 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 金 円也

上記の委託業務について、発注者 福島県 と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県
福島県立喜多方桐桜高等学校長 近東 昇 印

受注者 住所
氏名 印

(委託業務の仕様等)

第1条 受注者は別冊設計図書及び仕様書に基づき、頭書の委託料で頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもので必要なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(契約保証金)

第2条 福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第228条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(委託業務の下請負等)

第3条 受注者はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させ委託し又は下請けさせてはならない。ただし受注者があらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第4条 発注者は委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 発注者は前項により監督員をおいたときは、監督員の職及び氏名を受注者に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条第1項に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第5条 受注者は、委託業務の実施について、自己に代わって技術等の管理をつかさどる主任技術者をおき、当該主任技術者の氏名を書面で発注者に通知しなければならない。

(業務遂行上の義務)

第6条 受注者は善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行しなければならない。

2 受注者は委託業務を遂行する前に作業計画書を提出し、発注者の承認を得てから行うものとする。

3 受注者は業務の遂行について事業主として財政上及び法律上の責任を負うものとする。

(委託業務の内容の変更等)

第7条 発注者は必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又、一時中止させることができる。この場合において委託料の額又は履行期限を変更する必要があ

るときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額は発注者受注者協議して定める。

(適正な履行期間の設定)

第8条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第9条 受注者は、天災その他その責に帰すことができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(損害負担)

第10条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

- 2 発注者は、受注者が業務遂行のため派遣する作業員の死傷等の事故に対しては、一切責めは負わない。

(完了報告及び検査)

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内に提出された成果品について検査をし、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、業務の再履行を命じられたときは、受注者は遅滞なく、当該再履行を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- 4 受注者は、前項の規定により命じられた業務を完了したときは、発注者に再履行完了の届を提出して検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については第2項に準ずる。

(委託料の支払い)

第12条 受注者は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、委託料を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(受注者の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

- 第 13 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込のあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により履行期限を延長することにしたときは、その旨を受注者に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を受注者との間に締結するものとし、受注者はこれに応じるものとする。
 - 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の期限(第7条第1項及び第8条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする。)から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)とする。
 - 4 発注者の責めに帰すべき事由により第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、受注者は発注者に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
 - 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(発注者の任意解除権)

- 第 14 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第16条又は第16条の2第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1)履行期限内に委託業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2)正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (3)主任技術者を配置しなかったとき。
 - (4)前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を

解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。2 前項の規定により契約が解除されたときは、受注者は発注者に対し、委託料の額の100分の5に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1)前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2)受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第16条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1)公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。)(以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の

100 分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 16 条の4 受注者は前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認められる場合。
 - (2) 前条第1項第3号のうち、受注者に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 17 条 第 15 条各号又は第 16 条の各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 15 条又は第 16 条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 18 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 19 条 受注者は、次に該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。また、受注者は、発注者が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 20 条 第 18 条又は前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第 21 条 発注者は、委託業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合し

ないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1)履行の追完が不能であるとき。
 - (2)受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3)成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4)前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(負担区分)

第22条 委託業務の遂行上直接必要とする器材については、受注者が負担するものとする。ただし、発注者は受注者が業務の遂行上必要な範囲内において建物の一部及びその附属設備(用水、電気等)を無償貸与、提供する。

(個人情報の保護)

第23条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ発注者受注者協議して定める。

(紛争の解決方法)

第25条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、

若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確實に消去又は廃棄しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するためには必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者

に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。